

庶業所得税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年一月二十五日

参議院議長佐藤尙武殿

池田恒雄

庶業所得税に関する質問主意書

一、最近納稅者に対して税務署よりつぎのような信書が送達されている。

「お知らせ」

昭和二四年分の貴殿の營業(庶業)所得の最終課税見込額は、税務署では〇〇、〇〇〇円以上と見て居りますから、本月三十一日までに提出することになつてゐる確定申告には、右の金額をもつて申告をなさるようお奨め致します。

もし特別の事情がなくて右の金額より少い申告をされた場合は、税務署ではやむを得ず二月上旬更正決定を行うことになりますが、この場合は税額の差を追徴されることは勿論外にその差額に対し二五%の追徴税と日歩十錢の加算税とが徴收されることになりますからくれぐれも御注意願います。

昭和二五年一月

○○○○ 殿

下館税務署長印

二、税務署が申告前に納稅者に対して親切な注意を與えるということがらは、この時代にあつては好ましいことであるが、右の下館署の「お知らせ」には今日の税法にてらして好ましからざる点がある。

この信書は一見至極平民的で親切のようであるが、税務署が申告の内容を命令的に規整することになつてゐる。

その問題の第一点は、

所得の最終課税見込額は、税務署では〇〇、〇〇〇円以上と見てあります——というのであるが、この所得の最終課税見込額とは、その納税者の年間所得金額をいうのであるか、その所得金額に対し賦課される税金の額をいうのか、税務署長からの手紙を開封した納税者達は判じかね、非常に困惑している。

その問題の第二点は、

税務署では〇〇、〇〇〇円以上と見てあります——というのであるが、この金額は後段の注意にてらして、税務署としては確信ある数字と解すべきである。ところで、税務署では「見ている」というのであるから、何らかの方法で、その納税者の経営内容、取引の経過を調査したものと解すべきであるが、税務署は個々の納税者につきどのような方法で調査したものか、その調査の方法と事実を立証されていないのである。

その問題となる第三点は、

税務署は單に金額だけをも知らせして、その金額が算出された経過の説明がないことである。もし、税務署が後段の注意をするほどに、この金額に確信があるならば、その算出の経過も一應説明し、申告に便宜を施すべきである。でないと、後段においてちどかれている納税者は税務署から知られた金額を絶対のものとして、まづそれを申告書に書き、他はとにかくそれに符合させるということになる。

多くの納税者はこの「お知らせ」をいたただき、申告すべき金額は判つたが、それについて自己の經營の損益をどのように組立てるかに戸惑つてゐる。

その問題の第四点は、

右の金額より少し申告をされた場合は——更正決定、不足額の追徴、追徴金、日歩——等が徵收されるのである。だから、この「お知らせ」は幸運のくじよりももつと嚴重なる命令なのである。その金額より少い申告は許されないことになつてゐる。

所得税の申告は、單に所得金額または税額を申告するのではない、自己の經營における收支の経過を明らかにして、その上で所得金額を明らかにし、それに応じて税金を納めるのである。しかるに「お知らせ」によつてすでに申告すべき金額が、税務署内に確定しているとすれば、「お知らせ」は納税告知書として作用し、經營收支の経過を申告するということは無意味になる。

右に列記した問題点について、いま「お知らせ」をうけた納税者達は困つてゐる。これは、下館税務署の一例であつて、全国的に散見する事実である。これらの問題点について政府の詳しい説明をいただきた。

三、私は昨年夏以来公私の旅行で、北海道より愛知県に至るいくつかの地方を調査した。その間、それらの地方の小都市でも、また名古屋、東京等の大都市でも驚くべき話を聞いた。

その一つは、予定申告に当つて、税務署は今年はこの位に申告しろと、業者に勧告していることであ

る。それはいろいろな業種を通じて、前年度実績の三一六割の割増しであつた。

業種によつては、営業が前年より盛つてゐるのもあるが、前年よりも何割かあとろえて いるのもあ る、それでも一律に何割増しといつた具合である。業者はこのことを疑問にして いる。

また、一応予定申告した業者に対し、これでは足りないから、これ位に書いて來いと申告を戻して いる向もあつた。

更に驚くべきことは、そのようにして税務署の勧告通り予定申告をして、これで安心だと納税貯金などをして いた業者に、最近、確定申告にはこれだけ申告しろと予定申告に二倍も割増しした金額をかんこくして いる向もある。

ドッジ財政が各種営業にどのような影響を與えているかは政府が詳しく知つて いると思うが、その営業状態の変化如何にかかるらず、税金が前年の何割増となるのはどういうわけか。

またこのような勧告は、盈蹄りのかかりを割賦したり、夏祭の場錢を割当てるのと同じ感じを與えて いる。所得税といふものは、相隣関係の諸掛り同様、どこでどれだけしようてくれといつた具合に取扱うべきものかどうか。

尙この際、営業所得の調査方法、調査事例、所得標準率等を業種別に説明されたい。